

北九州市月額嘱託スクールカウンセラー候補者の登録及び推薦について

北九州市教育委員会では、平成 26 年度より、従来の学校配置型スクールカウンセラーの一部が嘱託職員化され、月額嘱託スクールカウンセラー(以下、嘱託 SC)として新たな臨床心理士雇用が始まることになりました。市教委は嘱託 SC についても(一社)福岡県臨床心理士会(以下、県士会)からの推薦に基づいて任用することとしています。

つきましては、県士会として、下記のとおり北九州市月額嘱託 SC 候補者の登録(応募)及び候補者推薦の手続きを進めますので、希望者は期限までに必要書類を提出して下さい。なお、北九州市が定める月額嘱託SCの勤務条件については、添付資料を参照下さい(現時点では「案」ですが、今後、大きな変更はないものと考えられます)。

1. 募集(任用)人数

5～10 名程度

2. 応募条件(県士会としての被推薦者選考の対象となるための条件)

- (1) 北九州市が定める月額嘱託 SC 勤務条件等を了解し、従事できること。
- (2) 臨床心理士(有資格者。新規合格者含む)。
- (3) 任用後、最低1年間の継続勤務が見込まれること。
- (4) 任用後、県士会が定めるスクールカウンセラー会に入会し、研修をはじめ必要な活動に携わる意思があること。

3. 県士会としての候補者選考の原則

- (1) 専門委員会である教育臨床委員会(以下、委員会)の審査により応募者の中から選考する。
- (2) 応募者の審査にあたっては、「SC 推薦に関する大綱」を基準にする。
- (3) 候補者の選考にあたっては、応募書類内容等に関して委員会から当人に確認・問い合わせをすることがある。
- (4) 被推薦者に選考された応募者には、委員会から、書面にて、その旨通知する。

※なお、被推薦者には、別途、北九州市教育委員会より非常勤嘱託員就業要項にもとづく任用手続きが求められることとなります。

4. 応募方法及び応募手続き

平成 29 年 11 月 3 日付けで県士会会員に送付された「平成 30 年度スクールカウンセラー候補者候補者登録について」で案内された手続きにしたがって、**11 月 30 日(必着)**までに必要書類を郵送にて県士会事務局まで提出して下さい(原本+コピー2 部が必要です)。なお、郵便事故等の不測の事態を防ぐためにも、封筒表面には**朱書きで「北九州市月額嘱託 SC 書類在中」**と記し、配達記録が残るような手配をなさることを勧めます。

5. 北九州市スクールカウンセラー勤務条件(年間委嘱)等について一案一

北九州市教育委員会から示された月額嘱託 SC の勤務条件等を別紙に添付します。